

第2期

村上市子ども・子育て支援事業計画

（令和2年度～令和6年度）



令和2年3月

村上市

計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

村上市では、平成27年（2015年）3月、子ども・子育て支援新制度に基づき、家庭を築き、子どもを産み育てるといった希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざすとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人が共に育つ「郷育のまち」の実現をめざすことを目的として「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について、必要な量を定めるとともに、地域子育て支援拠点事業や学童保育所など、子ども・子育て支援の質・量の充実に取り組んできました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行は続いており、大きな課題となっています。幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てしやすい社会の実現のため、子どもと子育て家庭に寄り添った環境づくりが求められています。

計画の位置づけ

第2次村上市総合計画

↑ 上位計画として整合性

第2期村上市
子ども・子育て支援事業計画

↓ 連携・整合

根拠法令

- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法

市の関連計画

- 村上市地域福祉計画
- 第2次村上市教育基本計画
- 第2次村上市男女共同参画計画
- 村上市人権教育・啓発推進計画
- 村上市自殺対策行動計画
- 健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画（第2次）
- 第3次村上市障がい者計画・第5期村上市障がい福祉計画・第1期村上市障がい児福祉計画
- 第2次村上市保育園等施設整備計画
- 村上市歯科保健計画（第2次）
- 村上市子ども読書活動推進計画 等

計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画の推進期間中であっても、法制度が改正された場合や社会情勢の変化および施策の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

計画の策定体制

- (1) 子ども・子育て会議の設置
- (2) 市民の意見反映

村上市（計画決定・実行機関）

報告

村上市子ども・子育て会議
（審議等機関）

- ニーズ調査
- パブリックコメント

意見反映

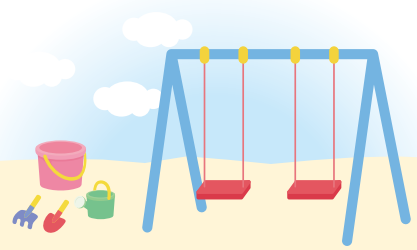
こども課
（事務局機能）

運営事務

調整・連携

庁内関連部署

計画の基本的な考え方



基本理念と基本目標

村上市の子ども・子育て支援事業は、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人がともに育つ「郷育のまち」の実現を目的とします。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎を成す重要な未来への投資です。

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

基本理念

子育てをみんなで支えるまち むらかみ

基本目標

1 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、企業、関係機関や関係団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、子どもの健全な成長を地域全体で見守る、様々な子育てを支援する地域づくりを進めます。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、相談体制の充実、地域における子育てネットワークの形成の促進など、子育て家庭が社会から孤立することのないよう、支援の充実に取り組みます。

2 子どもの健やかな成長のための環境づくり

次代の担い手である子どもの成長と幸せの基盤となる健康を適切に確保していけるよう、妊娠・出産期からのライフステージに応じた母子保健施策を推進するとともに、小児医療の充実を図ります。

また、人間形成の基礎を培う重要な時期に、親子で学び遊べる場と、交流の機会を提供します。学ぶ意欲、思考力、判断力、そして社会性等を一人ひとりが身につけられるよう、保育園や学校などの教育環境の整備と質の向上に努めます。

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けては、多様な働き方に応じた仕事と子育ての両立支援サービスの充実とともに、子育てしながら働くことが可能な雇用環境の整備、企業（事業者）の理解が必要となります。

また、従来の性別役割意識にとらわれない男女共同参画への理解を深めるための啓発を進め、男性・女性ともに仕事にも子育てにもやりがいや充実感を感じることができる社会の実現をめざします。

4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

虐待、貧困、発達障がい、言葉の壁などの問題を抱え、特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭を支えるための支援体制の充実を図ります。

関係機関と情報を共有し、連携強化を図ることで、それぞれの家庭の状況に寄り添った子育て支援を提供するとともに、不安や孤立感に陥らないよう相談体制を充実させ、すべての子どもたちがこころも身体も健やかに成長していくことができる環境づくりを推進します。

5 安心して子育てできる環境づくり

妊娠・出産期から母性、子どもの安全を確保するための環境づくりに取り組みます。妊婦や幼児連れをはじめ、すべての人が安心して外出できるようにハード面、ソフト面のバリアフリー化を進めます。

また、交通事故や犯罪の被害などから子どもたちを守るため、交通安全教育の実施、道路等における防犯設備の整備や改善、関係機関・団体が行う自主防犯活動の促進などの対策を推進します。

施策の体系

基本理念

子育てをみんなで支えるまちむらかみ

基本目標

施策の方向性

「子ども・子育て支援事業計画」掲載事業

1
地域における子育て支援の充実

- (1)地域における子育て支援サービスの充実
- (2)保育サービスの充実
- (3)子育て支援のネットワークづくり
- (4)子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

- 利用者支援に関する事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業


2
子どもの健やかな成長のための環境づくり

- (1)教育・保育の量の確保と質の向上
- (2)家庭や地域の教育力の向上
- (3)子どもや母親の健康の確保
- (4)小児医療の充実
- (5)親子で遊び学べる場の提供

- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業

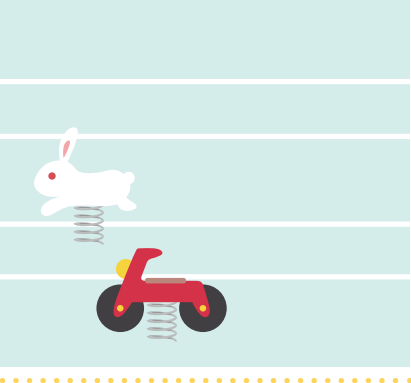
3
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- (1)多様な教育・保育環境の整備
- (2)育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保
- (3)子育てしやすい雇用環境の整備
- (4)男女共同参画による子育ての推進

- 放課後児童健全育成事業
 - 時間外保育事業
 - 病児・病後児保育事業
- 

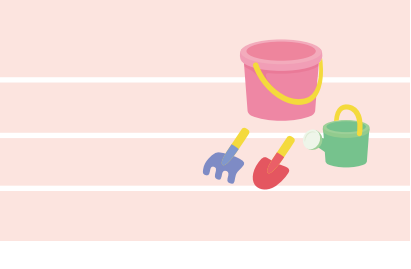
4
配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

- (1)すべての子どもを受け入れる環境づくり
- (2)児童虐待防止対策の充実
- (3)障がいのある子どもとその家族への支援
- (4)ひとり親家庭等への支援
- (5)配慮を必要とする子ども・家庭への支援



5
安心して子育てできる環境づくり

- (1)安心して妊娠・出産ができる環境の整備
- (2)良好な住宅環境の確保
- (3)教育・保育施設の耐震化・改修
- (4)安心して外出できる環境の整備



1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- ファミリー・サポート・センター事業
- 地域子育て支援センター事業
- 乳児紙おむつ処理支援事業

(2) 保育サービスの充実

- 一時預かり事業

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- 放課後子ども教室推進事業
- 老若男女の地域住民における主体的な子育て支援活動および交流の促進

(4) 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

- 家庭児童相談事業
- 子育て情報配信サービス
- 子育て応援ファイルの配布
- 保育サービスの情報提供
- 子育て支援センターでの育児相談
- 育成センターたより発行
- ■新規■子育て世代包括支援センター
- ■新規■総合相談窓口



2 子どもの健やかな成長のための環境づくり

(1) 教育・保育の量の確保と質の向上

- ■新規■幼児教育アドバイザーの配置
- 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実
- 外部指導者などを招いての学校教育の活性化
- 外国語指導助手招致事業
- 教育補助員・学習支援員配置による学力向上事業
- 情報教育の推進
- 子どもを生み育てることの意義に関する教育など
- 道徳教育の充実
- 専門家による相談体制の強化
- 学校におけるスポーツ環境の充実
- 幼稚園と小学校との連携
- 幼児教育の振興
- キャリア・スタート・ウィーク事業
- 職業能力開発のため 村上高等職業訓練校への補助

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 食生活改善推進事業
- 食生活改善推進委員研修
- 地域とともにある学校づくりの推進
- 小学校就学時検診時家庭教育支援講座
- 学校だより、学年だよりや学級だよりの活用
- 地域学校協働活動事業を活用した地域との連携
- 世代間交流の推進
- ブックスタート
- 青少年を取り巻く社会環境調査
- 交通安全教育指導者の育成
- 青少年指導活動
- チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 読み聞かせボランティア養成講座

(3) 子どもや母親の健康の確保

- 乳幼児健診等の充実
- こんにちは赤ちゃん事業
- 保育園児（3歳から5歳児）肥満体格調査
- 子育て支援事業（子育て広場）
- 離乳食指導（離乳食赤ちゃん教室）
- 栄養相談
- 食育の推進（保育園）
- 食育指導（学校の授業において実施）
- 子育て支援センター食育事業
- 健康診査や学校における健康診断等の推進

(4) 小児医療の充実

- 村上市急患診療所の開設
- 輪番制病院体制の「実施」
- 子ども医療費助成事業

(5) 親子で遊び学べる場の提供

- 児童館業務
- 児童遊園地遊具等整備事業
- 児童遊園地およびプール設置管理事業
- 親子の料理教室
- 子ども広場体験活動「あそびの森」
- 親子ふれあいスポーツ事業
- 総合型スポーツクラブの振興
- 青少年スポーツ団体の育成事業
- 子どもの体力向上事業
- 絵本の読み聞かせ
- ■新規■公民館家庭教育支援講座
- ■新規■屋内の遊び場整備
- 親子ふれあい教室
- 幼児の体力向上事業



3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 多様な教育・保育環境の整備
 - 放課後児童健全育成事業
 - 土曜保育
 - 延長保育事業
 - 休日保育事業
- (2) 育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保
 - 保育所体験事業（特別保育事業）
- (3) 子育てしやすい雇用環境の整備
 - 仕事と子育ての両立支援制度の広報
 - 求人情報の提供（ハローワークと連携）
 - 企業訪問
 - 仕事と生活の調和実現に向けた情報提供・周知
 - 一般事業主行動計画策定の推進
- (4) 男女共同参画による子育ての推進
 - 男女共同参画社会の実現

4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

- (1) すべての子どもを受け入れる環境づくり
 - 学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施
 - 障がい児教育の啓発支援事業（ことばとこころの相談室）
 - 特別教育支援事業
 - 就学援助事業
 - 奨学金貸与事業
 - 学童保育所利用料減免制度
- (2) 児童虐待防止対策の充実
 - 要保護児童対策協議会の設置
 - 地区要保護児童対策会議 地区担当者会議
- (3) 障がいのある子どもとその家族への支援
 - 教育相談事業（ことばとこころの相談室）
 - 就学援助事業（特別支援学級・特別支援学校）
 - 特別児童扶養手当
 - 障がい児通所支援サービス費
- (4) ひとり親家庭等への支援
 - ひとり親家庭等医療費助成事業
 - 児童扶養手当事業
 - 自立支援教育訓練給付金事業
 - 高等職業訓練促進給付金等事業
- (5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援
 - ■新規■外国へつながる幼児への支援
 - 乳幼児訪問
 - 乳幼児から成人期までの支援体制の確立
 - ペアレントトレーニングによる家庭支援体制の確立
 - 巡回相談事業（ことばとこころの相談室）
 - ■新規■子ども家庭総合支援拠点

5 安心して子育てできる環境づくり

- (1) 安心して妊娠・出産ができる環境の整備
 - 妊婦健康診査
 - 不妊治療費助成事業
- (2) 良好な住宅環境の確保
 - 良好な住環境の形成
- (3) 教育・保育施設の耐震化・改修
 - 保育園施設整備事業
 - 学童保育施設整備事業
- (4) 安心して外出できる環境の整備
 - 児童生徒の安全管理
 - 歩道新設
 - 防犯灯の整備
 - カーブミラーの設置
 - 公共施設等のバリアフリー化推進
 - 交通安全教育の実施
 - 交通安全用品の配布
 - 交通規制要望
 - 学校スクールバス等運行事業
 - 通学安全確保対策事業
 - 犯罪等に関する情報の提供の推進
 - 不審者情報システムの整備
 - 防犯講習会の開催
 - 防犯講習の実施
 - 犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取り組み
 - 通学路等のパトロール活動の推進
 - 学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進



地域子ども・子育て支援事業



本計画において教育・保育提供区域を設定し、区域および年度ごとに教育・保育事業の必要事業量を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めています。

地域子育て支援拠点事業

令和2～6年度	
実施場所	6か所 → 引き続き実施

一時預かり事業

令和2～6年度	
実施場所	幼稚園型 1か所 → 引き続き実施
	幼稚園型以外 6か所 → 引き続き実施

利用者支援事業

令和3～6年度	
開設場所	基本型・特定型 1か所
	母子保健型 1か所

*放課後児童健全育成事業 (学童保育所) *

令和2～6年度	
実施場所	村上地区 6か所 → 引き続き実施
	荒川地区 2か所 → 引き続き実施
	神林地区 1か所 → 引き続き実施
	朝日地区 1か所 → 引き続き実施
	山北地区 1か所 → 引き続き実施

妊婦健康診査

令和2～6年度	
	現状を維持・継続

養育支援訪問事業

令和2～6年度	
	現状を維持・継続

延長保育事業

令和2～6年度	
実施場所	1か所 → 1か所

子育て短期支援事業

令和2～6年度	
	児童相談所等関係機関と連携

病児・病後児保育事業

令和2～6年度	
実施場所	4か所 → 5か所

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

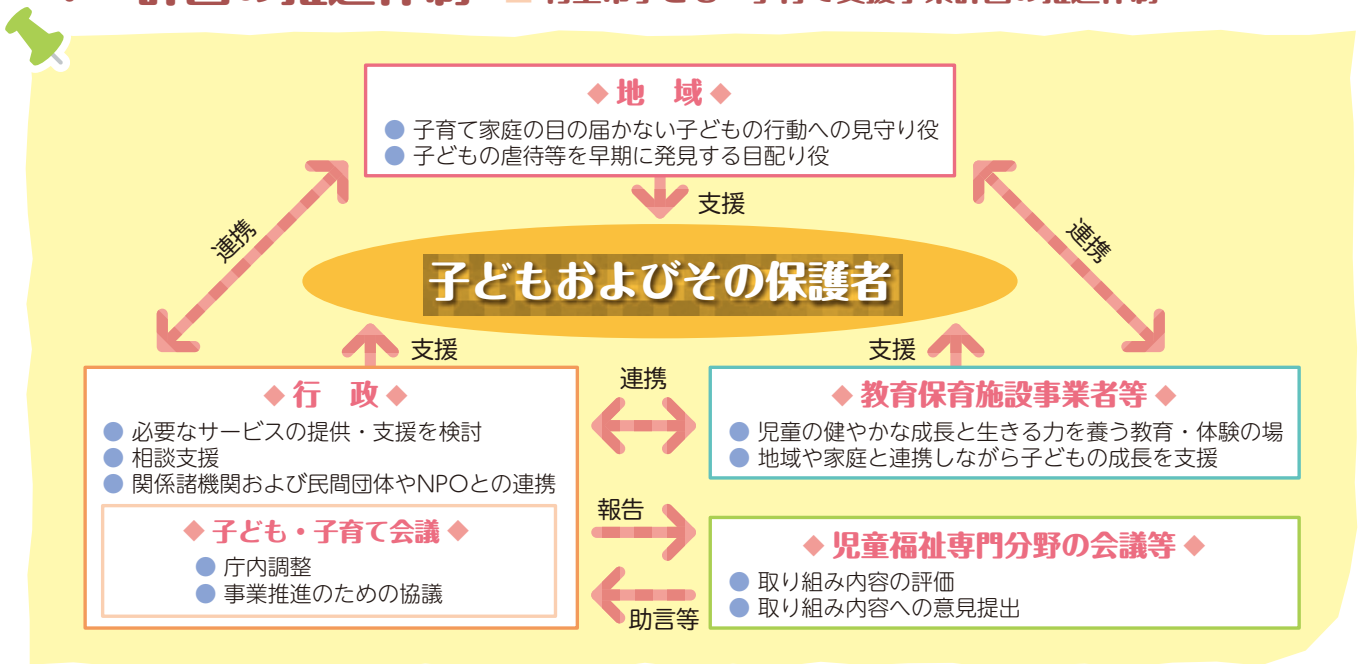
令和2～6年度	
	現状を維持・継続

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

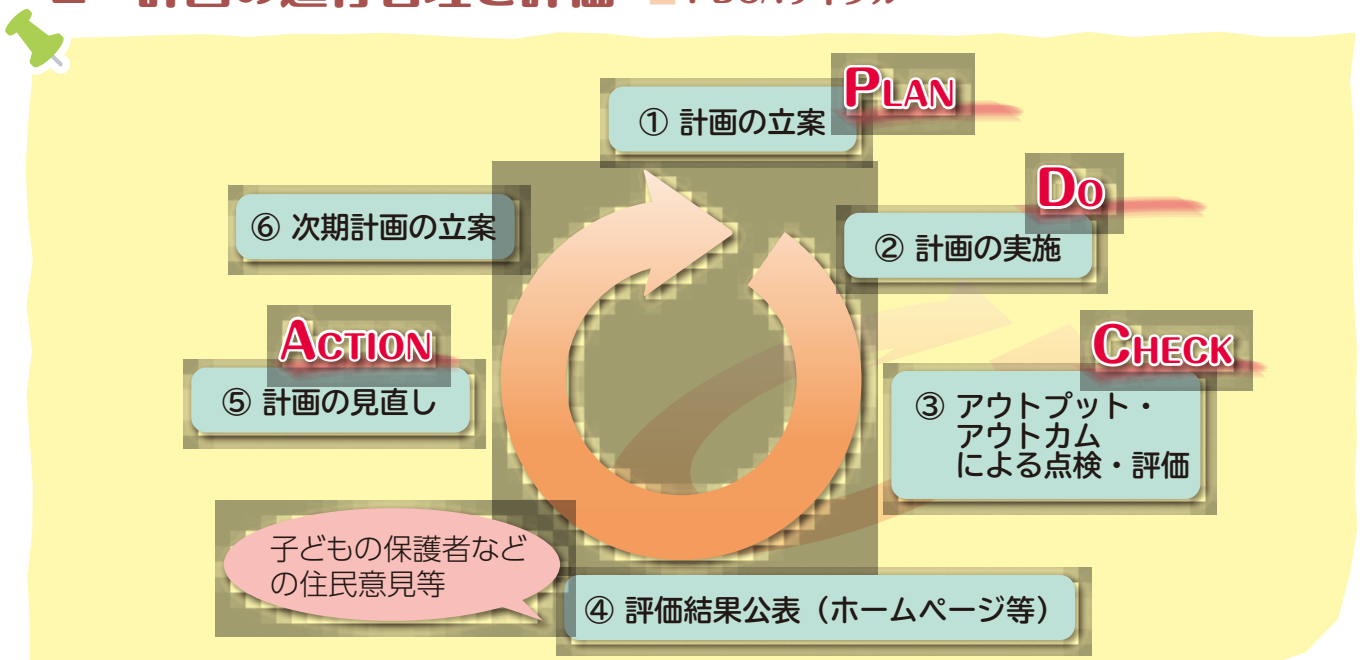
令和2～6年度	
両方会員 提供会員	引き続き実施

計画の推進

1 計画の推進体制 ■ 村上市子ども・子育て支援事業計画の推進体制



2 計画の進行管理と評価 ■ PDCAサイクル



問い合わせ先

村上市役所 こども課 Tel: 0254-53-2111

荒川支所 地域振興課 Tel: 0254-62-3104

神林支所 地域振興課 Tel: 0254-66-6113

朝日支所 地域振興課 Tel: 0254-72-6887

山北支所 地域振興課 Tel: 0254-77-3113